

協議第 52 号 窓口業務の取扱い

窓口業務の取扱いについて提出する。

平成16年 7月22日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

窓 口 業 務 の 取 扱 い
<ol style="list-style-type: none">1. 本庁及び支所の事務執行体制を考慮して、住民サービスの低下を招かないよう努めるものとする。2. 昼休み時間の対応については、輪番制で対応するものとする。3. 戸籍届けの休日、夜間等の時間外対応については、本庁・支所ともに実施するものとする。

平成16年 9月 2日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

平成16年4月1日現在

協議項目	協議項目	窓口業務の取扱い	関係項目	窓口業務
調整の内容	1. 本庁及び支所の事務執行体制を考慮して、住民サービスの低下を招かないよう努めるものとする。 2. 昼休み時間の対応については、輪番制で対応するものとする。 3. 戸籍届けの休日、夜間等の時間外対応については、本庁・支所ともに実施するものとする。			
	現		況	
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町
担当課	市民課	町民課	住民福祉課	町民課
主な窓口業務	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍に関すること 平成16年7月22日 提 ・印鑑登録及び証明に関すること ・埋火葬及び改葬の許可に関すること ・外国人登録に関すること ・身分事項に関すること ・人口動態に関すること ・諸証明に関すること ・人権擁護に関すること ・行政相談に関すること ・自動車の臨時運行許可に関すること ・母子健康手帳の交付に関すること ・自衛隊に関すること ・国民年金に関すること ・その他窓口事務に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍に関すること ・住民基本台帳に関すること ・印鑑の登録及び証明に関すること ・埋火葬及び改葬の許可に関すること ・外国人登録に関すること ・身分事項に関すること ・人口動態に関すること ・各種証明及び手数料徴収に関すること ・人権擁護委員会との連絡に関すること ・町民の相談に関すること ・国民年金に関すること ・その他窓口事務に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍に関すること ・住民基本台帳に関すること ・印鑑の登録及び証明に関すること ・埋火葬及び改葬の許可に関すること ・外国人登録に関すること ・各種証明に関すること ・人権擁護に関すること ・村民の相談に関すること ・国民年金に関すること ・児童手当に関すること ・児童扶養手当に関すること ・乳幼児医療に関すること ・母子福祉に関すること ・重度心身障害者医療に関すること ・高齢者福祉に関すること ・その他窓口事務に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍に関すること ・住民基本台帳に関すること ・印鑑の登録及び証明に関すること ・埋火葬及び改葬の許可に関すること ・外国人登録に関すること ・身分事項に関すること ・人口動態に関すること ・各種証明及び手数料徴収に関すること ・人権擁護委員との連絡に関すること ・町民の相談に関すること ・国民年金に関すること ・その他窓口事務に関すること
開庁時間	8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~17:15

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

平成16年4月1日現在

協議項目		協議項目	窓口業務の取扱い	関係項目	窓口業務
調整の内容		1. 本庁及び支所の事務執行体制を考慮して、住民サービスの低下を招かないよう努めるものとする。 2. 昼休み時間の対応については、輪番制で対応するものとする。 3. 戸籍届けの休日、夜間等の時間外対応については、本庁・支所ともに実施するものとする。			
		現 況			
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町
昼 休 み の 対 応	対応業務	戸籍、住民票、諸証明の発行事務（税務証明含む）	戸籍、住民票、諸証明、転入・転出等、町民課窓口の通常業務	戸籍、住民票、諸証明、転入・転出等、住民福祉課窓口の通常業務	戸籍、住民票、諸証明、転入・転出等、町民課窓口の通常業務
	対応方法	職員1名の輪番制で対応 3、4、5月連休明けまで職員2名で対応	職員1名の輪番制で対応	住民福祉課職員（課長除く）1名の輪番制で対応	職員1名の輪番制で対応 （3月下旬から4月中旬まで職員2名で対応）
	6年7月	休憩時間の振替で対応 （13:00～13:45）	休憩時間の振替で対応 （13:00～13:45）	休憩時間の振替で対応 （13:00～13:45）	休憩時間の振替で対応 （13:00～13:45）
休 日 の 対 応	対応業務	戸籍届	戸籍届	戸籍届	戸籍届
	対応方法	委託者2名で宿日直室で受付	全職員1名の輪番制日直、夜間は委託者が宿日直室で受付	課長以上職除く職員1名の輪番制日直、住民福祉課窓口で受付。夜間は委託者が宿日直室で受付	休日は日直（職員）が受付 夜間については警備員1名が警備員室で受付

協議第 53 号 窓口業務の取扱い 参考資料

平成16年4月1日現在

項 目		菊池北部四市町村の状況							
市町村名		菊池市		七城町		旭志村		泗水町	
戸籍	本籍人口	40,391	人	10,989	人	8,709	人	15,439	人
	本籍数	15,921	件	4,062	件	3,385	件	5,886	件
	戸籍謄抄本等件数	10,455	件	2,611	件	1,541	件	4,176	件
	戸籍関係証明等件数	113	件	164	件	25	件	93	件
成 1 6 年 7 月 2	住民基本台帳人口	27,277	人	5,998	人	5,436	人	14,323	人
	世帯数	9,090	世帯	1,697	世帯	1,543	世帯	4,600	世帯
	住民票関係謄抄本件数	15,499	件	2,709	件	2,579	件	8,595	件
	住民票関係証明等件数	2,046	件	605	件	122	件	1,104	件
	閲覧申請件数	3,785	件	757	件	405	件	1,673	件
印鑑登録	証明書交付件数	13,539	件	2,829	件	2,834	件	7,573	件
登録外国人	人 数	146	人	2	人	22	人	33	人
住民異動	転入件数	659	件	200	件	140	件	607	件
	転出件数	779	件	180	件	165	件	565	件
	出生件数	207	件	38	件	40	件	136	件
	死亡件数	263	件	52	件	57	件	115	件

協議第52号 窓口業務の取扱いについて 参考資料

先進協議会の調整方針

合併協議会名	合併期日(予定)	協議項目名	調 整 方 針
田浦町・芦北町 合併協議会	平成17.1.1	戸籍・住民基本 台帳の取扱い	(1) 本庁、基幹支所及び出張所の窓口業務の取扱いについては、戸籍総合システム・住民基本台帳システム等のオンライン化により窓口機能を充実し、住民サービスに配慮した組織体制を整備する。 (2) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録及び諸証明事務等については、総合窓口とし、住民サービスの低下を招かないよう合併までにシステムを調整する。 (3) 芦北町の戸籍一部システムについては、廃止し、新町において戸籍総合システムへ移行する。 (4) 外国人登録証明書調整用データ作成については、芦北町の例による。 (5) 証明書自動交付機については、新町においても本庁及び基幹支所に設置する。 (6) 戸籍届出書の受領及び住民票・印鑑登録証明書交付の土・日曜等の対応及び夜間の対応については、芦北町の例による。
鹿本地域 合併協議会	平成17.1.15	窓口業務の 取扱いについて	1 本庁及び総合支所の事務執行体制を考慮して、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。 2 昼休み時間の対応については、輪番制等で対応するものとする。 3 休日、夜間等の時間外対応については、新市において検討する。
宇城・西部 五町合併協議会	平成17.1.15	窓口業務の 取扱いについて	1 窓口業務については、小川町、豊野町の例により行い、組織体制、課・係の配慮等を考慮して、住民サービスの低下を招かないように努めるものとする。 2 昼休みの対応については、次のとおりとする。 (1) 1人以上の輪番制で対応する等住民サービスの低下を招かないよう努める。 (2) 対応業務は、証明書発行等の業務とする。
菊池南部四町 合併協議会	平成17.2.28	窓口業務の 取扱いについて	1 取扱い業務については、各総合支所で内容を統一し、各支所等においても適正な人員配置を行うことにより、サービスが低下しないよう合併までに調整する。 2 時間外の対応等については、次のとおりとする。 (1) 昼休みについては、現行のとおりとする。 (2) 平日の時間外については、大津町の例による。なお、曜日や開設場所等については、合併までに調整する。 (3) 閉庁日については、合併までに総合的な調整を行う。 (4) その他、サービスの拡充については、新市において検討する。 3 事務内容については、現行のとおりとする。
玉名地域 1市8町 合併協議会	平成17.10.3	戸籍・住民 基本台帳 事務の取扱 いについて	1 戸籍・住民基本台帳関係の取扱い 戸籍事務(届出・受付・交付等)、住民基本台帳事務(届出・受付・交付・閲覧等)、印鑑登録事務(登録・交付等)及び外国人登録事務(登録・交付等)については、電子計算処理システムの統一に併せて、合併時にすべて統一し、新市において住民サービスの充実を図るものとする。 2 住民窓口業務の取扱い (1) 昼休み時間の窓口業務については、本庁・支所ともに実施するものとし、業務内容については、合併までに統一する。 (2) 休日に対応戸籍・住民基本台帳関係の業務内容については、現行のとおりとし、本庁・支所ともに実施するものとする。 (3) 窓口業務の1時間延長については、本庁のみ実施し、業務内容は玉名市の例による。